

「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」の改定対照表

【ガイドライン】

該当箇所	現行（令和3年5月24日改定 第6版）	改定（令和3年11月1日改定 第7版）
（修正） 表紙	令和3年5月24日改定 第6版 （令和2年5月18日策定）	令和3年11月1日改定 第7版 （令和2年5月18日策定）
（修正） P.1 【本ガイドラインの位置付け】	本ガイドラインは、上記要請を踏まえ、（中略） 本ガイドラインは、令和3年5月時点の最新の情報に基づき作成（中略） また、本ガイドラインに（以下略）	本ガイドラインは、上記要請を踏まえ、（中略） 本ガイドラインは、令和3年10月時点の最新の情報に基づき作成（中略） 感染症対策にあたっては、本ガイドラインのほか、その要点をまとめたチェックリストも併せて活用されたい。 また、本ガイドラインに（以下略）
（追記） P.3～ 2.（2）リスク評価とリスクに応じた対応	港湾運送事業者等においては、まずは、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、自社の従業員等や取引先の従業員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。	港湾運送事業者等においては、まずは、 デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ 、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染、飛沫感染、 マイクロ飛沫感染 のそれぞれについて、自社の従業員等や取引先の従業員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。 特に、感染リスクが高まる「5つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。 （場面1）飲酒を伴う懇親会等 具体的には本ガイドライン3.（7）に記載する対策を行うことが考えられる。 （場面2）大人数や長時間におよぶ飲食 具体的には本ガイドライン3.（7）に記載する対策を行うことが考えられる。 （場面3）マスクなしでの会話 具体的には本ガイドライン2.（3）に記載する対策を行うことが考えられる。 （場面4）狭い空間での共同生活 具体的にはトイレなどの共用部分において、本ガイドライン3.（4）または（5）に記載する対策を行うことが考えられる。 （場面5）居場所の切り替わり

<p>(追記) P.3～ 2.(2) リスク評価とリスクに応じた対応(続き)</p>	<p>接触感染のリスク評価としては、(中略) 飛沫感染のリスク評価としては、(以下略)</p>	<p>具体的には休憩時間に入った時など、居場所が切り替わる場面では、本ガイドライン3.(5)に記載する対策を行うことが考えられる。 三つの密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。 接触感染のリスク評価としては、(中略) 飛沫感染・マイクロ飛沫感染のリスク評価としては、(以下略)</p>
<p>(修正) P.3～ 2.(3) 基本的な対策</p>	<p>以下の点は、対策を行う上での基本となるため、(中略) なお、気温・湿度が高い時期においては、(中略) また、寒冷な時期においては、(中略)</p> <p>(換気の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要換気量(一人あたり毎時30m³)を満たし「換気が悪い空間」としないために、(中略)建築物衛生法関係法令の空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認する。 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上(30分に1回以上)程度の頻度で(中略) 必要に応じ、かつ、可能な範囲でCO₂測定装置を設置する等により換気状況を常時モニターし、1000ppm以下(※)を維持する。 <p>※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。</p> <p>(中略) (対人距離の確保と咳エチケット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場や現場においては、マスクの着用を原則とし、人と人との間に十分な距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保する。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 咳エチケットを徹底する。 	<p>以下の点は、対策を行う上での基本となるため、(中略) なお、気温・湿度が高い場面においては、(中略) また、寒冷な場面においては、(中略)</p> <p>(換気の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、必要換気量(一人あたり毎時30m³)を満たし「換気が悪い空間」としないために、(中略)建築物衛生法関係法令の空気環境の調整に関する基準が満たされているよう徹底する。 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上(1回に5分間以上)程度の頻度で(中略) また、換気に加えて、必要に応じ、かつ、可能な範囲でCO₂測定装置を設置する等により換気状況を常時モニターし、1000ppm以下(※)を維持する。なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。 <p>※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。</p> <ul style="list-style-type: none"> HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。 <p>(中略) (対人距離の確保と咳エチケット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場や現場においては、マスクの着用を原則とし、整列をさせる場合には、列にマークを付ける等、人と人との間に十分な距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保する。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着

<p>(修正) P.3～ 2.(3) 基本的な対策 (続き)</p>	<p>(こまめな手洗い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水と石けんによるこまめな手洗いを徹底する。(洗いが残しがないよう、丁寧に最低30秒以上かけて手洗いをする。)(中略) ・入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用する。(中略) <p>(定期的でこまめな消毒)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が触れる箇所を定期的にこまめに消毒する。(以下略) 	<p>用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。従業員等に対し、マスクの正しい着け方を指導する。十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う(品質の確かな、できれば不織布を着用)。正しいマスクの着用法については、「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」(下記ホームページ)等を参照する。(URL 略)</p> <p>(中略)</p> <p>(大声を出さないことの徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発を行い、その徹底に努める。 ・職場の室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。 <p>(手洗い・手指消毒の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、流水と石けんによるこまめな手洗いを徹底する。(洗いが残しがないよう、丁寧に最低30秒以上かけて手洗いをする。)(中略) ・感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを手洗い場はもとより、入口及び施設内に備え付けて使用する。(中略) <p>(定期的でこまめな消毒)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内共用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室)や、ウイルスが付着した可能性のある場所(トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等)の定期的かつこまめな消毒を徹底する。(以下略)
<p>(修正) P.9～ 3.(2) 健康管理・労務管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場において、従業員(雇用関係の有無に関わらず、同じフロア又は現場で勤務する者をいう。以下同じ。)の日々の健康状態の把握に配慮する。 ・従業員及び経営者(以下「従業員等」という。)に対し、 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場において、従業員(雇用関係の有無に関わらず、同じフロア又は現場で勤務する者をいう。以下同じ。)の日々の健康状態の把握に配慮する。なお、健康観察アプリなどの活用も有用である。 ・従業員及び経営者(以下「従業員等」という。)に対し、

<p>(修正) P.9～ 3.(2)健康管理・労務管理(続き)</p>	<p>出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員等は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。</p> <p>(中略)</p> <p>※COVID-19 Contact Confirming Application : App Store 又は Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストール可能。(本アプリの使用には、Bluetooth を有効にしておく必要がある。)</p>	<p>出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させる。従業員に平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員には出勤させず、自宅療養とする社内ルールを徹底し、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談させ、各種休暇制度の取得を奨励する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤後に少しでも体調が悪い従業員等が見出された場合や従業員等が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員等に対し、可能な限り抗原簡易キットを活用して検査を実施し、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。 ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。 ・抗原簡易キットの購入にあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> ① 携帯医療機関を定めること ② 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。 (令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」) https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf (令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」) https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf <p>(中略)</p> <p>※COVID-19 Contact Confirming Application : App Store 又は Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストール可能。(本アプリの使用には、電源をONにしたうえで Bluetooth を有効にしておく必要がある。)</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寮などで集団生活を行っている場合や、従業員等同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な環境など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な
---	---	---

<p>(修正) P.9～ 3.(2)健康管理・労務管理(続き)</p>		<p>PCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種について「新型コロナワクチンについて」(下記ホームページ)等を参照する。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
<p>(追記) P.11～ 3.(3)通勤・外勤</p>	<p>①勤務体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理部門などを中心に、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)が可能な従業員には、これを励行する。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 時差出勤・時差退勤により、混雑時間帯の公共交通機関の利用やロッカールーム等の混雑を避ける。 ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)が可能な職種については、ローテーションによる交代勤務を導入する。 	<p>①勤務体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理部門などを中心に、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)が可能な従業員には、積極的にこれを励行する。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的な時差出勤・時差退勤の導入により、混雑時間帯の公共交通機関の利用やロッカールーム等の混雑を避ける。 ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)が可能な職種については、ローテーションによる交代勤務を積極的に導入する。
<p>(修正) P.12～ 3.(4)勤務</p>	<p>①共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的なこまめな手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。 従業員等に対し、勤務中のマスクの着用を促す。(中略) <p>②職場 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議を対面で行う場合、最少人数とするとともに、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。(中略) 	<p>①共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 人が滞留しないよう動線を確保する。 従業員等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的なこまめな手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。 従業員等に対し、勤務中の正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えることを徹底する。(中略) <p>②職場 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議を対面で行う場合、三密回避はもとより、換気、椅子を減らしたり机などに印をつけたりなどによる身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。(中略)

<p>(修正) P.12～ 3.(4) 勤務 (続き)</p>	<p>③現場 (中略) (ゲート受付窓口等) ・コンテナターミナルゲートの窓口等の人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。</p>	<p>③現場 (中略) (受付窓口等) ・コンテナターミナルゲートの窓口等の人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽し、三密の回避と身体的距離を確保するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図るものとする。 (中略) ・金銭を徴収する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。</p>
<p>(修正) P.14～ 3.(5) 休憩</p>	<p>①食堂・休憩室・控室・仮眠室 ・昼休み等の休憩時間をずらす、予め利用時間を定める、椅子を間引く、施設を追設するなどにより、利用者の集中を避け、2メートル以上の対人距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合は、対面で座らないようにするか、対面する人と人の間をアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。</p> <p>・室内の換気を徹底する。(中略)</p> <p>②トイレ (中略)</p>	<p>①食堂・休憩室・控室・仮眠室 ・昼休み等の休憩時間をずらす、利用者の人数制限をする、予め利用時間を定める、椅子を間引く、施設を追設する、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなどにより、利用者の集中を避け、2メートル以上の対人距離を確保するよう努める。</p> <p>・大声や長時間の会話を控える。 ・顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。 ・テーブル上に区切りのパーティション(アクリル板等)を設置する。 ・金銭を徴収する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。 ・飲食物を提供する場合には、食事中以外のマスク着用を徹底し、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定する。 ・食事、着替え等でマスクを着用できないときは、会話を控える。 ・室内の常時換気を徹底する。(中略)</p> <p>②トイレ (中略) ・トイレでは手洗いを徹底する。</p>

<p>(修正) P.14～ 3.(5) 休憩 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場に石けん又は消毒液を設置する。 ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場に石けん又は消毒液を設置する。 ・共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。 <p>※なお、ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑が予想される場合には、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行う。(以下略)
<p>(修正) P.15～ 3.(6) 来客対応</p>	<p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・念のため、来客の連絡先を把握する。 	<p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来客の氏名及び連絡先を把握する。 ・接触者を把握するため、各都道府県等で順次提供がはじまっているQRコードを活用した新型コロナを追跡するシステムを利用し、来客が訪問した施設等において感染拡大防止に努める。 <p>(参考)</p> <p>広島県 : https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/ncov-qr.html</p> <p>千葉市 : https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoisei/seisaku/corona_tsuiseki.html</p>
<p>(追記) P.17～ 4. おわりに</p>	<p>策定日・改定日</p> <p>令和2年 5月18日策定 初 版 令和2年 5月28日改定 第2版 令和2年 7月 3日改定 第3版 令和2年 8月13日改定 第4版 令和2年11月30日改定 第5版 令和3年 5月24日改定 第6版</p>	<p>策定日・改定日</p> <p>令和2年 5月18日策定 初 版 令和2年 5月28日改定 第2版 令和2年 7月 3日改定 第3版 令和2年 8月13日改定 第4版 令和2年11月30日改定 第5版 令和3年 5月24日改定 第6版 令和3年11月 1日改定 第7版</p>

【チェックリスト】

<p>(修正) 序文</p>	<p>(参考箇所)「3. 講じるべき具体的な対策」P8～P15</p>	<p>(参考箇所)「3. 講じるべき具体的な対策」P9～P17</p>
<p>(修正) 1. 健康管理・労務管理</p>	<p><input type="checkbox"/>体調の思わしくない従業員等には、必要に応じ自宅待機を指示</p>	<p><input type="checkbox"/>体調の思わしくない従業員等には、自宅療養を徹底</p> <p><input type="checkbox"/>抗原簡易キットの活用</p>
<p>(修正) 2. 通勤・外勤</p>	<p><input type="checkbox"/>テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮</p> <p><input type="checkbox"/>オンラインでの会議や打ち合わせを活用し、会議等のための出勤を抑制</p> <p><input type="checkbox"/>ローテーション勤務が可能な職種については、ローテーションによる交代勤務を導入</p> <p><input type="checkbox"/>オンライン会議や電話、電子メール等を活用し、出張や外出はやむを得ない場合のみに行う</p> <p><input type="checkbox"/>出張時や外出時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す</p>	<p><input type="checkbox"/>テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務などを可能な限り積極的に導入</p> <p><input type="checkbox"/>テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮</p> <p><input type="checkbox"/>オンラインでの会議や打ち合わせを活用し、会議等のための出勤を抑制</p> <p><input type="checkbox"/>オンライン会議や電話、電子メール等を活用し、出張や外出はやむを得ない場合のみに行う</p> <p><input type="checkbox"/>出張時や外出時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す</p>
<p>(修正) 3. 勤務</p>	<p>共通事項</p> <p><input type="checkbox"/>対人距離の確保が難しい作業時のマスクの着用を徹底</p> <p>荷役機械・ゲート窓口等</p>	<p>共通事項</p> <p><input type="checkbox"/>対人距離の確保が難しい作業時のマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えることを徹底</p> <p>荷役機械・受付窓口等</p>
<p>(修正) 4. 休憩</p>	<p><input type="checkbox"/>従業員等は食堂等の入室前と退室後に手洗いをする</p> <p><input type="checkbox"/>喫煙所内の会話や通話は慎む</p>	<p><input type="checkbox"/>従業員等は食堂等の入室前と退室後に手洗いを徹底する</p> <p><input type="checkbox"/>食事、着替え、喫煙等でマスクを着用できないときは会話や通話は慎む</p>

(以上)